

東串良町複合施設建設検討委員会設置条例

(設置)

第1条 東串良町の複合施設建設計画の策定に当たり、町民等の幅広い意見を反映させるため、東串良町複合施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、町長に答申するものとする。

- (1) 複合施設建設の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他複合施設建設に必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の公共的団体から推薦された者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、会議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年東串良町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「

50 上記に掲げるもの以外の非常勤職員	〃	5,200円	〃
---------------------	---	--------	---

」を「

50 東串良町複合施設建設検討委員会委員（識見委員）	〃	20,000円	〃
51 東串良町複合施設建設検討委員会委員長及び委員	〃	5,200円	〃
52 上記に掲げるもの以外の非常勤職員	〃	5,200円	〃

」に改める。

(この条例の失効)

4 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。